

てのひら

第71号



発行／平成30年9月26日

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会

TEL 0241-57-2655 / FAX 0241-57-2649

URL: <http://showa-shakyo.or.jp> MAIL: showa-shakyo@helen.ocn.ne.jp



■■■■ユリの香りに包まれて！■■■■

8月6日、毎年恒例となった「よつばの会」の遠足が行われました。今年は、栃木県那須塩原市にあるスキー場「ハンターマウンテン塩原」で行われていた「ゆり博」を見学しました。応援会員とともに、スキー場一面に咲く、様々な種類のユリを散策しながら楽しむことができました。リフ①はちょっぴり怖かったですが、そこからの眺めはとても素晴しかったです。

目次

- ボランティア通信……2・3
- 第18回てのひらクイズ… 2
- 除雪支援事業…………… 4
- 車両等助成事業…………… 5
- あんしんサポート事業… 5
- ご寄附…………… 6
- 豪雨災害義援金…………… 6
- 主な予定…………… 6

活動いろいろ



7/11 中学校訪問(民生児童委員協議会様)



7/18 メケメケ in 野尻地区



日本盲導犬協会からのお礼状

<書き損じハガキの贈呈状況(7/26)>

	今回 (第6回)	これまで (H18~)	合計
ハガキ	283枚 14,610円分	2,296枚 111,772円分	2,579枚 126,382円分
切手	8枚 492円分	404枚 27,451円分	412枚 27,943円分

「書き損じハガキ(未使用のハガキや切手)」で盲導犬の活動を応援していきましょう!

「地球や人にやさしいこととはじめませんか！」



プルタブ9号

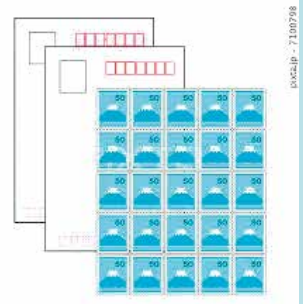
ﾌﾙﾀﾌﾞで車椅子

＝平成10年からの取り組み＝

収集量約 4,270 kg

売上金 178,236 円

☆現在10台目に挑戦しています。



第18回 てのひらクイズ「キーワードを探せ！」

問題 誌面の中に○で囲まれた文字が6つあります(数字は除きます)。その文字を並べ替え、一つのことばを作ってください。その中には、ひらがなやカタカナが含まれています。 ※ヒント＝名前の由来には、会津美里町の伊佐須美神社が関係しているとか？正式には、新と旧があります。

応募方法 ①クイズの答え ②氏名 ③住所 ④電話番号 ⑤社会福祉協議会へのご意見やご要望を記入し、郵送または持ち込みで昭和村社会福祉協議会事務局へご応募ください。様式は任意です。

応募期限 平成30年10月末日まで

当選 正解者の中から抽選で2名様へ「赤い羽根図書カード(図書券)500円分」をプレゼントします。

※第17回でのひらクイズの答え:「はかせやま(博士山)」/正解者:橘なか様(会津若松市)、五十嵐悦子様(会津若松市)

ありがとうございました！



義援金募金箱

7/21・22 からむし織の里フェア[たなばた家様]



8/4 ふくしまボランティアフェスティバル



8/7 昭和ホーム窓拭き(赤十字奉仕団様)

<評議員の異動について>

=退任(6月8日)=

○菅家 幸江 様(小野川)

これまでのご支援ありがとうございました。
今後ともご指導よろしく願いいたします。

=就任(6月26日)=

○五十嵐 純子 様(大芦)

村内福祉の向上にご支援ください。



すみれそ ◎環境整備事業(よつばの会)



＜平成30年度除雪支援事業は次のように行われます！＞

＜主な変更点＞村助成額の増額と助成対象経費の拡充

昭和村社会福祉協議会では、村内で自宅等周辺(※1)の除排雪に困っている方々を支援しています。作業依頼や貸出しを希望される方は、事前に本会と「利用契約(主に口座振替の手続き)」を結んでいただきますようお願いいたします。

詳しくは、事務局(電話 0241-57-2655)へお問い合わせください。

＜除雪支援事業のポイント＞

①村内にある私有の建物すべてが対象

官公庁や法人、事業所所有の建物以外であれば、支援の対象となります。ただし、立地条件や構造等により作業できない場合もありますので、その際はご了承ください。



②高齢者世帯等へ除雪作業経費の一部を助成(昭和村委託事業)

村内在住(※2)の高齢者世帯等(※3)で、除雪作業に困難をきたしている世帯に対しては、本会で支援した除雪作業にかかった経費の一部が昭和村から助成されます。また、**本年度から、助成額が一冬15,000円から20,000円へ増額され、これまで対象とならなかった人件費に係る部分にも助成されることとなります。**

③住民同士の支え合いを補う仕組み

地域生活は、住民同士の見守りや助け合いによって支えられています。ご自身やご家族、ご近所などの範囲で対応できる部分まで、行政等に応援を求めることはあまり好ましくありません。住みよい地域づくりを推し進めるためには、ご近所等を中心とした良好な関係づくりが重要です。そのこ②をご理解の上、本事業をご活用ください。

除雪支援事業 作業単価

区分	自宅等周辺除雪作業(委託)	除雪機械と運搬車の貸出し	屋根の雪下ろし作業(委託)
対象者	村内に建物を所有する個人		
実施場所	昭和村内限定		
実施形態	大規模対応	日常対応	機械貸出 手作業(原則2人作業)
＜標準作業単価＞	業者提示額	7,100円～10,500円/時間(※4)	作業費用(1人分)＝単価(2,500円/時間)×時間(30分単位)×危険度係数(1～3)
機械使用(オペレーターつき)		運搬費用2,000円/回	
補助作業員(1人につき)	2,000円/時間	1,500円/時間	＜運搬車＞ 半日使用 無料 1日使用 無料 燃料 補給不要 その他補修経費 実費相当額
機械を使用しない手振りみの場合		2,000円/時間	危険度係数 1人分 1時間 2,500円 5,000円 7,500円 2時間 5,000円 10,000円 15,000円 3時間 7,500円 15,000円
高齢者世帯等(※4)への助成額	除雪作業にかかった経費の3分1相当額(上限額 20,000円 /期間)		無 危険度係数 1階建て 2階建て以上 屋根勾配 ゆるい 1 2 きつい 2 3

(※1) 自宅等周辺：生活家屋や車庫、作業小屋等の周辺を含みます。

(※2) 村内在住：昭和村に住民票があることを指します。

(※3) 高齢者世帯等：65歳以上の高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯等を指します。

(※4) 借上げ機械の作業単価：機械の作業率によって設定されています。

(お願い) 建物のまわりや屋根の下には、除雪作業のさまたげになるものは置かないようにしましょう！
やむを得ず撤去できない場合は、目印を立てるなどご配慮ください。

除雪機械運搬車両・除雪機械の購入費助成を行います！

～除雪支援事業 除雪作業員として登録をお考えの方へ～

昭和村社会福祉協議会では、平成 29 年度より除雪支援事業における支援者を確保するため、除雪機械運搬車両(※)もしくは除雪機械の購入に対して、次のとおり助成事業を実施しています。詳しくは、事務局(電話 0241-57-2655)へお問い合わせください。

1. 助成額及び助成件数

助成額は、車両もしくは除雪機械の購入価格の 3 分の 1 に相当する額(上限は 50 万円まで)。ただし、除雪機械の大きさについては、20～25 馬力程度を想定しています。



2. 申請対象

社会福祉協議会で実施する除雪支援事業に登録し活動することを確約できる方。

3. 審査期間

平成 30 年 10 月 19 日(金)まで[今年最後の募集となります。]



4. 審査結果通知

平成 30 年 10 月下旬



5. 助成車両等の管理期間

助成車両等の管理期間は、5 年となります。登録活動期間が 5 年に満たない場合は、①ん則助成金の一部または全額の返還をお願いすることがあります。

(※)「除雪機械運搬車両」とは、所有されている除雪機械を積載しても過積載とならない車両であることが絶対条件となります。

「あんしんサポート事業」は、あなたの生活を応援します！



質問 1: どんな方が利用できるの? / 答え 1: 認知症や精神障がいなどにより、日常生活上の判断に不安のある方です。

質問 2: どんなことをしてくれるの? / 答え 2: 毎日の暮らしの中で困っていることを、社会福祉協議会の専門員と話し合い、どんなサービスが必要か考えます。

①福祉サービスの利用援助 / ②日常的な金銭管理サービス / ③書類等の預かりサービス / ④その他

質問 3: どうすれば使えるの? / 答え 3: 社会福祉協議会の専門員が、どんなことをしたいか、また毎日どんなふうに過ごしたいか、何が困っているか相談にのります。相談は無料です。

質問 4: だれが手伝ってくれるの? お金はかかるの? / 答え 4: 社会福祉協議会から委嘱されている「生活支援員」さんが、あなたと約束したことをお手伝いします。このお手伝いには、1 回 1 時間あたり 1,200 円がかかります (交通費別途)。



＝福祉の増進に役立ってます＝(平成30年6月16日～平成30年8月31日)

【寄附】

- ◇東原 康文 様 (白河市) 100,000 円
故 東原 由里子 様 (小中津川) のご遺志を社会福祉のために
- ◇五十嵐 明廣 様 (会津若松市) 50,000 円
故 五十嵐 近士 様 (両原) のご遺志を社会福祉のために
- ◇渡部 幸子 様 (野尻) 20,000 円
社会福祉のために
- ◇五十嵐 文則 様 (両原) 50,000 円
故 五十嵐 シツエ 様のご遺志を社会福祉のために
- ◇東原 ハル工 様 (小中津川) 50,000 円
故 東原 一江 様のご遺志を社会福祉のために

【寄贈】

◆五十嵐 英明 様 (会津若松市) タオル

【ボランティア・体験活動】

- ◆赤十字奉仕団 様 ◆下中津川班 様
- ◆杉の子会 様

<昭和福社会 様へ(本会受付分)>

◆栗城 寛 様 (松山) 野菜

平成30年7月豪雨災害義援金

(本会窓口受付分 7/25～8/31)

合計 50,309 円

ご支援いただいた義援金は、日本赤十字社を通じて、被災された方々へ送られます。ご支援ありがとうございました。

<義援金が被災された方々に届くまで>

- ①義援金募集(災害などで災害救助法が適用された地域)
- ②配分の基本的考え方の決定(義援金配分割合決定委員会など)
- ③各被災都道府県において義援金配分委員会の設置
- ④被災都道府県への義援金の送金
- ⑤各都道府県から配分対象市町村へ送金
- ⑥市町村から被災者へ義援金の配分

赤い羽根共同募金運動が始まります!

今年も10月から、赤い羽根共同募金運動が始まります。村内福祉活動の活動資金として、募金活動にご理解とご支援をお願いいたします。募金は次のように行われます。

◆戸別募金:世帯単位でご協力ください。各行政区からご依頼させていただきます。

◆職域募金:事業所ごとに、従業員の方々の善意をお取りまとめください。

◆学校募金:学校ごとに、先生方や子どもたちの善意をお取りまとめください。

◆募金箱(赤い羽根の配布):村内各所(商店等)に設置させていただきますので、ご支援ください。



年	月日	主な予定
平成30年	10月1日	赤い羽根共同募金運動(～12月31日)
	通年	よつばの会(月曜日と木曜日、祝日等を除く。)
	10月17日	ゆへい 倶楽部(下中津川・小中津川・佐倉地区)
	10月24日	〃 (大芦)
	10月26日	〃 (喰丸・両原・小野川地区)
	10月31日	〃 (松山・野尻・中向地区)
	12月1日	除雪支援事業開始(平成31年3月31日まで)
	12月上旬	歳末お楽しみ弁当(村内各所)
	12月12日	法律相談会(司法書士)
	12月中旬/下旬	理事会/評議員会
	12月下旬	つみきクラブ・よつばの会合同クリスマス会 地域福祉計画・地域福祉活動計画パブリックコメント募集
12月26日	てのひら第72号発行	

社会福祉協議会に対するご意見・ご要望をお待ちしております。お気軽にお寄せください。
発行: 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 〒968-0104 福島県大沼郡昭和村大字小中津川字石仏 1836 番地
電話: 0241-57-2655 / FAX: 0241-57-2649 / URL: <http://showa-shakyo.or.jp> / E-mail: showa-shakyo@helen.ocn.ne.jp